

第 3 号議案

『予算管理規定』の改訂について

2024 年 1 月 26 日
一般社団法人日本中華總商会
代表理事・会長 蕭 敬如

本予算管理規定は令和 4 年 3 月 10 日の会務委員会によって制定され、同 3 月 23 日理事会の決議によって承認され、直ちに施行された。

令和 5 年組織の改編に伴い、会務委員会を廃止し、総務委員会に再編され、合わせて予算管理規定の記載を改正する。

主な改正内容：

- (1) 会務委員会 ⇒ 総務委員会
- (2) 会務委員長 ⇒ 総務委員長

その審議をお願いします。

なお、本議案を、1 月 26 日の臨時法定理事会において、審議し、決議する予定です。

別紙「予算管理規定」をご参照ください。

以上